

練馬区立練馬東中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 学校の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。

いじめは学年、学級、部活動などの、どの集団でも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

2 対策方針の基本的な考え方

- (1) 管理職・教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、生徒を守ることができるのは、第一義に学校であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導にあたるようにする。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として生徒の特性を踏まえた実効性のある取組とする。
- (3) いじめ問題の早期解決に向け、学校と教育委員会との連携を強化するとともに、スクールカウンセラーなどの専門家や学校評議員などの第三者の意見を取り入れる仕組みを整え、関係機関との連携を深める。

3 学校の取組

(1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① 年間計画の作成・実行・検証

道徳教育年間計画、生活指導部年間計画、人権教育年間計画を作成し、それぞれのいじめ防止に関わる指導内容について、計画的に実行していき、年度ごとに指導計画の検証を行っていく。

② 練馬東中学校いじめ等対策支援チームの設置

平成26年度4月より、いじめ等対策支援チームを設置する。

構成は、校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・学年主任・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員とし、実態に応じて構成員が追加される場合がある。

③ 重大事態への対応を行うための組織等の設置

重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、練馬区教育委員会と連携を取りながら学校の下に当該重大事態への対応を行うための組織等を設ける。

(2) いじめの防止

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

○ 道徳教育の推進および人間関係構築能力等の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育む、学校教育全体を通じた道徳教育を推進する。また、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

- コミュニケーション能力の育成等を取り入れた教育活動の推進
 - 生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力・判断力・表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。
 - また、生徒の様子の変化の把握や声かけのきっかけとするために、本校の特徴である挨拶の励行に努めていく。
- 体験活動の充実
 - 生命や自然を大切にすする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や職場体験、集団宿泊体験等の様々な体験活動を充実させる。
- 自尊感情や自己肯定感を育む教育活動の充実
 - 生徒が安心できる学校づくりに努め、発達段階に応じて自尊感情や自己肯定感を高めるための教育活動を充実する。
- ② 生徒の主体的な活動の促進
 - 生徒会活動
 - 生徒会本部役員を中心にし、各学級から数名の「ふれあいリーダー」となる生徒を選出する。「ふれあいリーダー」は、生徒同士でいじめをうけた人の相談役やいじめを未然に防ぐような声かけをしていく。また、ふれあい月間には、「ふれあい給食」や「大あいさつ運動」を展開し、いじめ防止のための意識を高めるような運動を行う。
 - いじめの防止・克服に向けた取組の支援
 - 「ふれあいリーダー」のカウンセリング能力を向上させるため、スクールカウンセラーの指導の下、ピアカウンセリング講習会を行う。
 - また、生徒会や学級からの、いじめ防止に向けた取り組みのアイデアを引き出し、効果的な活動となるような指導や助言を与えていく。いじめ防止のための活動は、全教員が共通理解を図り、協力しながら生徒の支援を行っていく。
- ③ 教職員の指導力の向上
 - 教職員研修の実施
 - 生徒理解やいじめ問題に対しての正しい理解を得られるような研修を実施し、個々の教員が、いじめを許さないという姿勢と、いじめ問題に対する高い意識をもてるようにしていく。
 - また、教職員研修を通じて、教員のカウンセリング能力の向上を目指すこと、教職員の不適切な行為や体罰に関すること、情報モラルに関する指導力を向上させることなどを目指していく。
 - 練馬東中学校いじめ等対策支援チームを中心とした指導
 - 特定の教員がいじめ問題を抱え込むことなく、機能的かつ組織的な対応ができるようにするため、対策チームを核として、教職員の役割と責任を明確化し教職員全体でいじめ問題の解決にあたる。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① 定期的ないじめの実態把握

定期的ないじめに関するアンケートを行い、生徒からの情報収集といじめの実態把握を行う。

② 教育相談の充実

家庭訪問、教育相談期間、三者面談などを年間計画の中に位置づけ、定期的に教育相談を行う体制を整えていく。

相談の内容は、いじめ等対策支援チーム中心に情報を集約し、学校内・学年内で情報共有をしながら、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との連携を図っていく。

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

学校いじめ防止基本方針をホームページ上に掲載し、保護者へ情報を発信する。また、保護者会等で、学校いじめ防止基本方針の周知を行い、保護者と学校が一体となっていじめ防止に取り組んでいくことを呼びかける。

都や警察からの情報モラルに関する資料を配付することや、セーフティ教室や情報モラル講習会への保護者の参加を積極的に呼びかけることで、保護者の情報モラルについての意識を高め家庭での協力を仰いでいく。

(4) いじめの対処

① いじめられる側の生徒への支援

いじめられる側の生徒に寄り添い、事実関係を丁寧に聞き取るようにしていき、いじめられる側は悪くないということをはっきりと伝えるようにしていく。また、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と協力し、生徒に心理的な負担を与えないよう配慮するとともに、保護者と一体となった支援を行う。

② いじめる側の生徒への実効性のある指導

いじめる側の生徒に対しては、全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨む。いじめは人権侵害であることを理解させ、自らの行為の反省を促すような指導を心がける。また、暴行や恐喝等の事例に関しては警察と連携して対応する。

いじめた側の生徒への組織的かつ継続的な観察や指導を徹底し、保護者とも連携しながら同じようないじめを起こさないような協力体制をとる努力をする。

③ いじめの周囲の生徒の心理を把握した指導

いじめの周囲の生徒には、いじめを注意しなかったり、報告をしなかったりするようなことが、いじめを行っていることと同じであるという意識をもたせ、生徒間の中でもいじめを許さないという雰囲気をつくりあげるような努力をしていく。いじめを報告することで仕返しをされないような、教職員の信頼感のある指導を積み重ねていく。

④ 学校組織全体でのいじめへの対応

いじめの防止、早期発見、対応について、教職員全体で指導の共通理解を図り、組織で指導に当たっていく体制を整える。

いじめの疑いのある行為に対する判断は組織的に行い、事実確認を慎重に行っていく。

いじめと認められた場合は、いじめ等対策支援チームを中心に会議を行い、情報共有しながら指導方法の方針と役割分担を行い、組織的に指導に当たっていく。

⑤ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ報告するとともに、重大事態への対処を行う。

いじめられた生徒へのケアを行い、周囲の生徒の心理的な動揺を落ち着かせることを図ることで普段の学校生活を速く取り戻せるような支援に努めていく。

必要に応じて、保護者・地域・関係機関に迅速かつ適切に情報提供を行い、協力を依頼していく。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

情報モラルの向上を目指す指導を徹底し、携帯電話やインターネットでのいじめをおこさないような努力をしていく。

インターネット上のいじめが起こった場合には、いじめられた生徒の心のケアと情報収集を行い、いじめた側の生徒への指導に当たる。また、保護者と協力しながら情報モラルの向上や携帯電話等の正しい使い方の協力を依頼する。

インターネット上に生徒の個人情報が掲載されてしまい、情報が拡散してしまった場合には、警察や関係機関と連絡を取り削除依頼を行う。

⑦ 校種間および関係機関との一層の連携

本校へ入学予定の児童が在籍する小学校と連携をとり、入学する生徒の小学校在籍時のいじめに関する情報交換や意見交換を行う。

いじめの要因は様々であることから、関係機関との情報共有を継続的に行う。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

本学校いじめ防止基本方針や練馬東中学校いじめ等対策支援チームが機能しているかを点検し、必要に応じて見直していく。

定期的ないじめに関する調査や学校関係者評価を活用し、調査の結果から課題をみつけ、組織的かつ計画的にいじめ問題への取組を改善していく。

4 付則

付則（平成26年3月31日付け練練東第78号）

この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年4月1日から施行する。